

# 平成27年度税制改正について

## 目 次

一 平成27年度税制改正の経緯…………… 3	三 平成27年度税制改正の概要…………… 5
二 平成27年度税制改正の基本的考え方…………… 3	

## 一 平成27年度税制改正の経緯

平成27年度税制改正については、昨年12月30日に与党において「平成27年度税制改正大綱」が取りまとめられました。続いて、本年1月14日には「平成27年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。その後、この大綱に基づいて作成された

「所得税法等の一部を改正する法律案」が2月17日に国会に提出され、国会における審議の結果、3月31日に成立し、同日に公布されました。

本稿においては、平成27年度税制改正の概要（国税部分）を説明します。

## 二 平成27年度税制改正の基本的考え方

平成27年度税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置、地方創生に係る税制措置、消費税率10%への引上げ時期の変更、BEPSプロジェクト等の国際的取組を踏まえた税制措置等を講ずることとしました。

具体的には、成長志向に重点を置いた法人税改革として、課税ベースを拡大して税率を引き下げること、企業が収益力を高め、賃上げに積極的

に取り組むよう促すこととしたほか、消費税については、税率10%への引上げ時期を平成29年4月とすること等とし、さらに、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度の延長・拡充や地方拠点強化税制の創設等を行うこととしました。

これらの改正により、平年度で1,080億円の減収、平成27年度においては1,230億円の減収となることが見込まれます（（参考）参照）。

(参考)

平成27年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 法人課税		
(1)法人税率の引下げ	▲ 6,690	▲ 4,570
(2)所得拡大促進税制の拡充	▲ 340	-
(3)研究開発税制（総額型）の特別試験研究費控除の拡充	▲ 300	▲ 230
(4)欠損金の繰越控除制度の見直し	3,970	1,630
	(1,920)	
(5)受取配当等の益金不算入制度の見直し	920	710
(6)租税特別措置の見直し	1,790	1,410
(7)地方拠点強化税制の創設	▲ 100	▲ 20
法人課税 計	▲ 750	▲ 1,070
2. 個人所得課税		
(1)ジュニアNISA（仮称）の創設	▲ 150	-
(2)NISAの年間投資上限額の引上げ	▲ 50	0
(3)確定拠出年金制度の拡充	▲ 20	-
個人所得課税 計	▲ 220	0
3. 消費課税		
(1)自動車重量税のエコカー減税の対象範囲の見直し	▲ 190	▲ 170
(2)国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	70	10
(3)旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税の特例税率の廃止	10	-
消費課税 計	▲ 110	▲ 160
合計	▲ 1,080	▲ 1,230

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

(注2) 「1. (4)欠損金の繰越控除制度の見直し」の平年度の増収見込額は平成29年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の増収見込額であり、カッコ書きは平成27年4月1日～平成29年3月31日に開始する事業年度に適用される改正の増収見込額である。

(注3) 「1. (6)租税特別措置の見直し」は、研究開発税制の見直し（平年度1,140億円、初年度910億円）、生産等設備投資促進税制の廃止（平年度330億円、初年度250億円）、太陽光発電設備の即時償却の廃止（平年度190億円、初年度140億円）及び特定資産の買換え等の場合の課税の特例の見直し（平年度130億円、初年度110億円）であり、この中には、損益計上時期の変化に伴う一時的な増収も含まれる。

(注4) 「3. (1)自動車重量税のエコカー減税の対象範囲の見直し」欄の計数は、2020年度燃費基準への置換えに伴い見込まれる税収からの減収額。上記のほか、特別会計分の減収見込額は、平年度▲130億円、初年度▲117億円と見込まれる。

(注5) 旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ特別税の特例税率の廃止による特別会計分の増収見込額は、平年度2億円と見込まれる。

### 三 平成27年度税制改正の概要

#### 1 デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

##### (1) 成長志向に重点を置いた法人税改革

平成27年度税制改正から着手する法人税改革は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることを目的としており、より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力を向上させる取組みを後押しするものです。

改革を通じて、企業の収益力改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていくと考えられます。また、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となると考えられます。なお、地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、平成27年度は大法人を中心に改革を行うこととしています。

具体的には、平成27年度税制改正では、

- ・ 欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しにより、財源を確保しつつ、
- ・ 国の法人税の税率引下げと、地方の法人事業税所得割の税率引下げを行い、
- ・ 平成27、28年度は、経済の好循環の実現を力強く後押しするために法人税率の引下げを先行させることとし、

国・地方を通じた法人実効税率（現行34.62%）について、平成27年度▲2.51%・平成28年度▲3.29%の引下げを行うこととしました。

なお、与党税制改正大綱においては、平成28

年度税制改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図ることとされており（▲3.29% +  $\alpha$ ）、その後の年度の改正においても、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して改革を継続することとされています。

また、上記の措置に加え、平成27年度税制改正では、所得拡大促進税制の拡充などを講じることにより賃上げの取組みを後押しすることとしました（給与等支給額の増加要件について、毎年度1%ずつ上乘せする形へと要件を緩和。さらに、中小法人については、平成27～29年度の増加要件を一定とし賃上げへのインセンティブを高める）。

##### (2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

足元の住宅市場活性化策及び消費税率10%への引上げ（平成29年4月）に伴う駆け込み及び反動減対策の観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用期限を延長した上で拡充することとしました。具体的には、適用期限は平成31年6月末まで延長し、非課税枠は、現行の最大1,000万円から最大3,000万円にまで拡充することとしました。

##### (3) NISAの拡充

若年層への投資のすそ野を拡大し、さらには、高齢者に偏在する膨大な金融資産を若年層に移転して、成長資金へと動かす契機とするなどの観点から、20歳未満の者の口座開設を可能とするジュニアNISAを創設することとしました（年間投資上限額80万円）。

また、現行NISAについても、投資上限額を引き上げることとしました（年間100万円⇒120万円）。

## 2 地方創生

### (1) 地方拠点強化税制の創設

地域再生法の新たな枠組みの下、企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、税制措置を創設することとしました。

具体的には、たとえば、東京23区からの移転の場合、①本社等の建物に係る投資減税（特別償却25% or 税額控除7%（計画認定が平成27・28年度の場合。平成29年度の場合は4%。))を講じることとし、②雇用促進税制の特例（地方拠点の増加雇用者数1人当たり最大80万円の税額控除（最大の場合、3年間合計で140万円））を適用することとしました。

(注) 地域再生法においては、各企業は、一定の区域における本社機能等の強化について、必要な投資や雇用増を盛り込んだ計画を作成し、都道府県の認定を受けることができるとされました。

### (2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

消費税免税店の拡大及び利便性向上を図る観点から、商店街やショッピングモール内などにおける消費税の免税手続きを、「免税手続きカウンター」でまとめて行えるようにすることとしました。

### (3) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

祖父母や両親の資産を一括贈与により早期に移転することを通じて、若年層の経済的不安を解消し、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る

非課税措置を創設（非課税枠：1,000万円）することとしました。

## 3 消費税率引上げ時期の変更等

### (1) 消費税率10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とすることとしました。

### (2) 景気判断条項（税制抜本改革法附則18条3項）の削除

社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの信認を高めるために財政健全化を着実に進める姿勢を示す観点から、平成29年4月の消費税率10%への引上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施することとしました。

### (3) 住宅ローン減税等の適用期限の変更

消費税率引上げによる住宅投資への影響の平準化・緩和策である住宅ローン減税等の措置については、平成29年末までの適用期限とされていましたが、消費税率10%への引上げ時期の変更を踏まえ、その適用期限を1年6ヶ月延長することとしました。

## 4 国際課税関連

G20・OECDが推進している「BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクト」等の取組みの趣旨を踏まえ、クロスボーダーの取引や人の動きに係る課税の適正化に向けて取り組むこととしました。

### (1) 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う

電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とすることとしました。

## (2) 外国子会社配当益金不算入制度の適正化

外国子会社配当益金不算入制度とは、国際的な二重課税を排除するため、外国子会社から日本の親会社に支払われる配当（外国において法人税が課された後の利益から支払われる）については、親会社の益金に算入せず、課税しない制度です。この制度について、国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社において損金に算入される配当を制度の適用対象から除外することとしました。

## (3) 国外転出をした場合の譲渡所得等の特例の創設

租税条約上、株式等のキャピタルゲインについては株式等を売却した者が居住している国に課税権があるとされています。これを利用し、巨額を含み益を有する株式を保有したまま出国し、キャピタルゲイン非課税国において売却することにより、課税逃れを行うことが可能となっています。

そこで、このようなクロスボーダーでの課税逃れを防止する観点から、巨額を含み益を有する株式等を保有して出国する者に対する譲渡所得課税の特例を創設することとしました（出国時の有価証券等の評価額が1億円以上の者であり、かつ、原則として、出国直近10年内において5年を超えて居住者であった者が対象）。

また、これにあわせて、現行の財産債務明細書について、所得税・相続税の申告の適正性を担保するため、事務負担にも配慮しつつ、記載内容を充実するなどの見直しを行うこととしました。

## (4) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備

G20サミット等において、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処する観点から、非居住者の金融口座情報を各国税務当局と自動的に交換することが合意されたことを踏まえ、金融機関に対し非居住者の金融口座情報の報告を求める制度を整備することとしました。

## 5 復興支援のための税制措置

福島避難解除区域等に帰還して事業を再開しようとする事業者を対象に、投資費用を積み立てやすくするための準備金制度を創設するなど、引き続き東日本大震災からの復興を支援するための税制措置を講ずることとしました。

## 6 その他

### (1) 自動車重量税の見直し

エコカー減税について、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、2年間の経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずることとしました。

### (2) たばこ税の見直し

昭和60年に廃止されたたばこ専売制の下で、廃止時に「3級品」として低価格で販売されていた銘柄の紙巻たばこ（「旧3級品」）については、「当分の間」の措置として、現在に至るまで一般の紙巻たばこよりも低い税率が適用されていましたが、この特例税率について、WTO協定等の内外無差別原則の遵守を確実なものとするため、段階的に縮減・廃止することとしま

した。

(3) 円滑・適正な納税のための環境整備

- ① 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

会計検査院の平成25年度決算検査報告における指摘を受け、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を適正化する観点から、適用を受ける納税者に対し、親族関係書類等の添付等を義務付けることとしました。